

亀山市告示第97号

亀山市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）が、修学等の自立促進に必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合若しくは生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者（以下「家庭生活支援員」という。）を派遣するなどして、必要な介護、保育等の支援を行うことによって、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第17条に規定する母子家庭等日常生活支援事業、法第31条の7に規定する父子家庭日常生活支援事業及び法第33条に規定する寡婦日常生活支援事業をいう。

2 この告示において、「児童」とは、おおむね生後6ヶ月を超え満20歳に満たない者をいう。

(事業の委託)

第3条 市は、この事業の一部を法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体（以下「受託団体」という。）等に委託することができる。

(派遣の対象)

第4条 家庭生活支援員（第10条第1項による認定を受けたものに限る。以下同じ。）の派遣の対象は、次の各号に掲げる要件を満たすひとり親家庭等であって、市長が必要と認めた世帯とする。

（1）生活保護世帯、市町村民税非課税世帯又は児童扶養手当支給世帯

（2）次に掲げるいずれかの事由により一時的に生活援助又は子育て支援を行う者を得ることが困難な世帯

ア 技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要なこと。

イ 疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等等社会通念上、子育て支援又は生活援助が必要と認められること。

ウ 生活環境等の激変により、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じていること。

（支援の内容等）

第5条 家庭生活支援員が行う支援の内容は、次に掲げるもののうち、必要と認められるものとする。

（1）乳幼児の保育

（2）児童の生活指導

（3）食事の世話

（4）住居の掃除

（5）身の回りの世話

（6）生活必需品等の買物

（7）医療機関等との連絡

（8）その他必要な用務

2 前項の支援は、生活援助及び子育て支援に区分し、その派遣場所は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる場所とする。

（1）生活援助 家庭生活支援員の派遣を受ける者（以下「利用者」という。）の居宅

（2）子育て支援 次のいずれかの場所

- ア 家庭生活支援員の居宅
- イ 講習会等職業訓練を受講している場所
- ウ その他利用者の利用しやすい適切な場所

(家庭生活支援員の派遣等)

第6条 家庭生活支援員の派遣は、当該ひとり親家庭等において現  
に日常生活等に支障が生じている状況を勘案して決定するものと  
する。

2 家庭生活支援員の派遣時間は、生活援助にあつては1時間を、  
子育て支援にあつては2時間(連続して2時間を超えて行う場合  
における2時間を超える部分については1時間)を単位とし、原  
則として1日につき8時間以内とし、かつ、1年につき10日以  
内とする。

3 利用者の申請があり、かつ、市長がやむを得ない事情があると  
認めるときは、必要最小限の範囲内で1日当たりの派遣時間を延  
長することができるものとする。この場合において、家庭生活支  
援員の派遣時間は、前項の規定にかかわらず、1日につき8時間  
を超えることができるものとする。

(派遣対象の認定申請等)

第7条 家庭生活支援員の派遣を希望する者は、あらかじめひとり  
親家庭等家庭生活支援員派遣対象世帯認定申請書(様式第1号。  
以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、  
認定の可否を決定し、その結果をひとり親家庭等生活支援員派遣  
世帯認定(却下)通知書(様式第2号)により当該申請をした者  
に通知するとともに、申請書の写しを受託団体に送付するものと  
する。

3 市長は、前項の決定をした場合は、決定をした者をひとり親家  
庭等家庭生活支援員派遣対象世帯名簿(様式第3号。以下「世帯  
名簿」という。)に登載するものとする。

4 派遣対象家庭に認定された者は、ひとり親家庭等でなくなった場合又は申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかにひとり親家庭等家庭生活支援員派遣対象世帯認定変更（取消）届（様式第4号。以下「変更（取消）届」という。）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、変更（取消）届を受理したときは、速やかにその内容を審査した上で、世帯名簿の記載を修正し、変更（取消）届の写しを受託団体に送付するものとする。

（家庭生活支援員の派遣）

第8条 第7条第2項による決定を受けた者は、家庭生活支援員の派遣を必要するときは、ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣申込書（様式第5号）により、受託団体に申し込むものとする。

2 受託団体は、前項の申込書を受理したときは、その内容を確認の上で、速やかに家庭生活支援員の派遣の可否及び支援の内容を決定し、家庭生活支援員の派遣を決定したときは、ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣決定通知書（様式6号）により当該申込みをした者に通知するとともに、日常生活支援依頼書（様式7号）により家庭生活支援員に支援を依頼するものとする。

3 家庭生活支援員の派遣について緊急を要すると委託団体が認めるときは、同条第1項の規定にかかわらず、申請書の提出は、前2項の手続による派遣を受けた後に行うことができる。

（費用の負担）

第9条 この事業を利用した者（以下「利用者」という。）は、家庭生活支援員の派遣に要した費用として、別表に定める基準額により算定した額を負担しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づき利用者が負担する額（以下「費用負担額」という。）を決定するとともに、利用者に納入通知書を発行し、期日までに費用を徴収するものとする。

（家庭生活支援員の認定等）

第 10 条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を備えている者から家庭生活支援員認定申請書（様式第 8 号）が提出されたときは、その内容を審査した上で、認定の可否を決定し、家庭生活支援員として認定することを決定したときは、家庭生活支援員認定通知書（様式第 9 号）により申請者に通知するものとする。

（ 1 ）生活援助を行う家庭生活支援員 訪問介護員（ホームヘルパー）3 級以上の資格を有する者又は厚生労働省が定める生活援助に関する一定の研修若しくはこれと同等程度と市が認める研修を修了した者

（ 2 ）子育て支援を行う家庭生活支援員 保育士若しくは幼稚園教諭免許を有する者又は厚生労働省が定める子育て支援に関する一定の研修又はこれと同程度と市が認める研修を修了した者

2 市長は、前項の規定により認定した者を家庭生活支援員名簿（様式第 10 号。以下「支援員名簿」という。）に登載するとともに、支援員名簿の写しを受託団体に送付するものとする。

3 家庭生活支援員は、第 1 項の申請書に記載した内容に変更があった場合は、その変更内容について、家庭生活支援員認定内容変更申請書（様式第 11 号）により、速やかに市長へ報告するものとする。

4 市長は、支援員名簿の内容に変更があった場合は、速やかにその内容を変更し、支援員名簿の写しを受託団体に送付するものとする。

（家庭生活支援員に対する手当）

第 11 条 家庭生活支援員は、支援活動が終了したときは、家庭生活支援実施報告書（様式第 12 号）及び市長が別に定める基準に基づいた日常生活支援手当請求書（様式第 13 号）を受託団体に提出するものとする。

2 受託団体は、前項の内容を審査し、家庭生活支援員に手当を支給するものとする。

(市への報告)

第12条 受託団体は、家庭生活支援実施報告書の写しを市長に提出するものとする。

(関係機関との連携)

第13条 市長及び受託団体は、この事業を実施するにあたり、母子・父子自立支援員、民生委員及び児童委員並びに母子・父子福祉団体等との連携を密にし、ひとり親家庭等の支援を円滑に進めるものとする。

(秘密保持)

第14条 家庭生活支援員及び受託団体は、業務上知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退き、又は委託契約を終了した後も同様とする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

ひとり親家庭等日常生活支援事業費用負担基準

利用世帯の区分	利用者の負担額（1時間あたり）	
	子育て支援 （子ども1人の場合）	生活援助
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	70円	150円

備考

- 1 1件当たりの派遣時間数に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とみなす。
- 2 子育て支援については、上記負担基準のほか、次のように費用負担額を算定する。
  - (1) 2時間を基本単位とすることから、利用者負担額の最低額は2時間分とする。
  - (2) 午後10時から翌日の午前6時まで家庭生活支援員の居宅等で預かりを行った場合は、宿泊として取り扱い、8時間分とする。この場合において、子ども1人の場合の1時間あたりの費用負担は、別表中の額に0.5を乗じて得た額とする。
  - (3) 支援する子どもが複数の場合は、2人目以降の子ども1人につき、子ども1人の場合の費用負担額に0.5を乗じて得た額を加算する。
  - (4) 費用負担額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣対象世帯認定申請書

亀山市長

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
個人番号 \_\_\_\_\_

ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣対象世帯として認定を受けたいので、申請します。  
なお、派遣対象世帯の認定及び利用時の費用負担額の算定にあたり、課税台帳、所得状況、家庭状況等について確認されることに同意します。

申請者の状況	住所	電話(                    )                    -				
	生年月日	年            月            日(            才)				
	勤務先			勤務先所在地		
	家庭の状況	1. 母子家庭		2. 父子家庭		3. 寡婦
	世帯の区分	1. 生活保護世帯		2. 市町村民税非課税世帯		
	3. 児童扶養手当支給世帯					

家族の状況	氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	職業(学校等)	備考
	個人番号						

該当する事由に を付してください。

<input type="checkbox"/>	技能習得のための通学、就職活動等自立促進	<input type="checkbox"/>	疾病
<input type="checkbox"/>	出産	<input type="checkbox"/>	看護
<input type="checkbox"/>	事故	<input type="checkbox"/>	災害
<input type="checkbox"/>	冠婚葬祭	<input type="checkbox"/>	失踪
<input type="checkbox"/>	残業	<input type="checkbox"/>	転勤
<input type="checkbox"/>	出張	<input type="checkbox"/>	学校等の公的行事の参加
<input type="checkbox"/>	生活環境等の激変により、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている。		



## 市記入欄

所得状況	年所得	円
生活保護受給の有無	有	無
市町村民税課税の有無	課税	非課税
児童扶養手当受給の有無	有	無
世帯の区分	1. 生活保護世帯 3. 児童扶養手当支給世帯	2. 市町村民税非課税世帯
登録番号		
登録年月日		

様

亀山市長

印

ひとり親家庭等生活支援員派遣世帯認定(却下)通知書

年 月 日付で申請のありました、ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣対象世帯認定申請については( 適当 不適當 )と判断し、ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣対象世帯として、( 認定 却下 )しましたので通知します。

(却下の理由)

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀山市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、亀山市を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。)提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。



様式第4号（第7条関係）

年 月 日

ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣対象世帯認定変更（取消）届

亀山市長

申請者氏名 印  
個人番号 \_\_\_\_\_

ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣対象世帯の登録を変更（取消）したいので、下記のとおり届け出ます。  
なお、派遣対象世帯の登録変更及び利用時の費用負担額の算定にあたり、課税台帳、所得状況、家庭状況等について確認されることに同意します。

変更内容	変更（取消）理由							
	変更（取消）年月日		年 月 日					
	住所		電話					
	勤務先		勤務先所在地					
	世帯の区分		1．生活保護世帯                      2．市町村民税非課税世帯 3．児童扶養手当支給世帯					
	氏名		続柄	性別	生年月日	年齢	職業（学校等）	備考
	個人番号							

該当しなくなった事由に を付してください。

	技能習得のための通学、就職活動等自立促進		疾病
	出産		看護
	事故		災害
	冠婚葬祭		失踪
	残業		転勤
	出張		学校等の公的行事の参加
	生活環境等の激変により、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている。		

## 市記入欄

所得状況	年所得	円
生活保護受給の有無	有	無
市町村民税課税の有無	課税	非課税
児童扶養手当受給の有無	有	無
世帯の区分	1. 生活保護世帯	2. 市町村民税非課税世帯
	3. 児童扶養手当支給世帯	
登録番号		
登録変更年月日		

ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣申込書

(受託団体)様

(申込者)

住所

氏名

電話番号

登録番号

下記のとおり家庭生活支援員の派遣を申し込みます。

記

1 申込理由	技能習得のための通学 就職活動 疾病 出産 看護 事故 災害 冠婚葬祭 失踪 残業 転勤 出張 学校等の公的行事 の参加 生活環境等の激変により、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている。																														
2 派遣期間	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">午前・午後</td> <td style="text-align: center;">時 分</td> <td style="text-align: center;">～</td> <td style="text-align: center;">午前・午後</td> <td style="text-align: center;">時 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">午前・午後</td> <td style="text-align: center;">時 分</td> <td style="text-align: center;">～</td> <td style="text-align: center;">午前・午後</td> <td style="text-align: center;">時 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">午前・午後</td> <td style="text-align: center;">時 分</td> <td style="text-align: center;">～</td> <td style="text-align: center;">午前・午後</td> <td style="text-align: center;">時 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">午前・午後</td> <td style="text-align: center;">時 分</td> <td style="text-align: center;">～</td> <td style="text-align: center;">午前・午後</td> <td style="text-align: center;">時 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">午前・午後</td> <td style="text-align: center;">時 分</td> <td style="text-align: center;">～</td> <td style="text-align: center;">午前・午後</td> <td style="text-align: center;">時 分</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(合計) 日間 延べ 時間(1時間未満は切り上げる。)</p>	年 月 日	午前・午後	時 分	～	午前・午後	時 分	年 月 日	午前・午後	時 分	～	午前・午後	時 分	年 月 日	午前・午後	時 分	～	午前・午後	時 分	年 月 日	午前・午後	時 分	～	午前・午後	時 分	年 月 日	午前・午後	時 分	～	午前・午後	時 分
年 月 日	午前・午後	時 分	～	午前・午後	時 分																										
年 月 日	午前・午後	時 分	～	午前・午後	時 分																										
年 月 日	午前・午後	時 分	～	午前・午後	時 分																										
年 月 日	午前・午後	時 分	～	午前・午後	時 分																										
年 月 日	午前・午後	時 分	～	午前・午後	時 分																										
3 日常生活支援の内容	支援を受けたい場所 自宅 家庭生活支援員の居宅 その他( )  支援を受ける者の数 大人 人 子ども 人  支援の内容 (生活援助) (1) 食事の世話 (2) 住居の掃除 (3) 身の回りの世話 (4) 生活必需品等の買物 (5) 医療機関等との連絡 (6) その他日常生活を営むのに必要な用務 (具体的な用務内容: )  (子育て支援) (1) 乳幼児の保育 (2) 児童の生活指導 (具体的な用務内容: )																														

- 4 生活保護費受給の有無 ( 有 ・ 無 )
- 5 市町村民税課税の有無 ( 課税世帯 ・ 非課税世帯 )
- 6 児童扶養手当受給の有無 ( 有 ・ 無 )

ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣決定通知書

様

(受託団体)

印

あなたから申し込みのありました家庭生活支援員の派遣については、下記のとおり決定しました。

記

派遣期間	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	(合計) 日間 延べ 時間(1時間未満は切り上げる。)
日常生活支援の内容	支援を行う場所 自宅 家庭生活支援員の居宅 その他( )  支援を受ける者の数 大人 人 子ども 人  支援の内容 (生活援助) (1) 食事の世話 (2) 住居の掃除 (3) 身の回りの世話 (4) 生活必需品等の買物 (5) 医療機関等との連絡 (6) その他日常生活を営むのに必要な用務 (具体的な用務内容: )  (子育て支援) (1) 乳幼児の保育 (2) 児童の生活指導 (具体的な用務内容: )
派遣する家庭生活支援員の氏名	

日常生活支援依頼書

家庭生活支援員

様

（受託団体）

印

下記のとおり、ひとり親家庭等の日常生活支援を依頼します。

記

1 日常生活支援を必要とするひとり親家庭等

住所  
氏名  
電話番号  
登録番号

2 支援内容

支援期間	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	（合計） 日間 延べ 時間（1時間未満は切り上げる。）
日常生活支援の内容	支援を行う場所 自宅 家庭生活支援員の居宅 その他（ ）  支援を受ける者の数 大人 人 子ども 人  支援の内容 （生活援助） (1) 食事の世話 (2) 住居の掃除 (3) 身の回りの世話 (4) 生活必需品等の買物 (5) 医療機関等との連絡 (6) その他日常生活を営むのに必要な用務 （具体的な用務内容： ）  （子育て支援） (1) 乳幼児の保育 (2) 児童の生活指導 （具体的な用務内容： ）
その他参考事項	



第8号様式(第10条関係)

<p>家庭生活支援員認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>亀山市長</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 印</p> <p style="text-align: right;">個人番号 _____</p> <p>ひとり親家庭等日常生活支援事業における家庭生活支援員〔子育て支援・生活援助〕に登録したく申請します。</p>	
氏 名	
生 年 月 日	(昭和・平成) 年 月 日生( 歳)
住 所	
連 絡 先	(電 話) - - (携帯電話) - -
職 業	
登録希望理由	
活動可能地域	
活動可能時間帯等	
資格保有状況 (ホームヘルパー、 子育て講習受講等)	資格保有状況が証明できるものを添付すること
備考	

第9号様式(第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

亀山市長 印

家庭生活支援員認定通知書

年 月 日付けで申請のありました、ひとり親家庭等日常生活支援事業における家庭生活支援員として認定しましたので通知します。

認定者氏名	
認定者住所	
登録番号	
連絡先	(電 話) - - (携帯電話) - -
活動可能地域	
活動可能時間帯等	
資格保有状況	
注意事項	業務を行うにあたっては、業務上知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退き、又は委託契約を終了した後も同様とする。



第 1 1 号様式 ( 第 1 0 条関係 )

<p>家庭生活支援員認定内容変更申請書</p>	
<p>年 月 日</p>	
亀山市長	申請者氏名 印 個人番号 _____
<p>家庭生活支援員認定通知書に記載されている事項に変更が生じたので、下記のとおり変更申請いたします。</p>	
認定者氏名	
認定者住所	
登録番号	
連絡先	( 電 話 )            -            - ( 携帯電話 )        -            -
活動可能地域	
活動可能時間帯等	
資格保有状況	
備考	

( 変更があった項目のみ記載してください。 )

家庭生活支援実施報告書

年 月 日

様

家庭生活支援員  
住所

氏名

下記のとおり、日常生活支援を行いましたので、報告します。

記

日常生活支援を行った対象世帯	住所		
	氏名		
日常生活支援の状況	支援を行った年月日	時間	日常生活支援の内容
	年 月 日	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	
	年 月 日	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	
	年 月 日	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	
	年 月 日	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	
	年 月 日	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	
	年 月 日	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	
	年 月 日	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	
	合計	計 時間(生活援助 時間、子育て支援 時間) 1時間未満は切り上げる。	
支援を行った場所	利用者の居宅 家庭生活支援員の居宅 その他( )		

日常生活支援手当請求書

年 月 日

様

家庭生活支援員

住所

氏名

印

金 \_\_\_\_\_ 円也

家庭生活支援員として日常生活支援を行った手当として下記のとおり請求いたします。

(請求額内訳)

(1) 対象世帯

住所	氏名	期間
		年 月 日 ~ 年 月 日
		年 月 日 ~ 年 月 日
		年 月 日 ~ 年 月 日

(2) 支援内容

生活 援助	通常勤務時間(9時~18時)	円 × 時間 =	円
	早朝、深夜等(18時~翌日9時)	円 × 時間 =	円
	小計		円
子育 て支 援	通常勤務時間(9時~18時)	円 × 時間 × 倍 =	円
	早朝、深夜等(18時~翌日9時)	円 × 時間 × 倍 =	円
	講習会会場等での支援	円 × 時間 =	円
	宿泊(22時~翌日6時)	円 × 人 =	円
	小計		円
複数世帯支援時の移動時間		円 × 時間 =	円

・子育て支援(及び )については、支援する子どもの人数により、子ども1人の場合は1倍、2人の場合は1.5倍とする。

・子育て支援のうち、22時から翌日6時まで家庭生活支援員の居宅等で預かりを行った場合は、宿泊として取り扱う。

なお、上記の手当は、下記の口座に振込みをお願いします。

振込 金融 機関	銀行・信用金庫 農協・労働金庫		本店・支店 支所・出張所			
	普通 ・ 当座	口座番号(左づめ)				
	口座名義人 (カタカナ)					